

# 悠生園中デイサービスセンター

## 重要事項説明書



## 地域密着型認知症通所介護・介護予防通所介護重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業所名および事業所指定番号

法 人 名	社会福祉法人 悠生会
代 表 者 名	理事長 永沼 泰
事 業 所 名	悠生園中デイサービスセンター
所 長	近藤はるひ
管 理 者	近藤はるひ
所 在 地	福岡県大野城市中2丁目5番5号
電 話 番 号	092-504-7060
事業所指定番号	4093200097 (福岡県指定)

#### (2) 事業所の職員体制

	常勤		非常勤	
	人員	勤務時間	人員	勤務時間
所長(管理者)	1名	8:30~17:30	—	8:30~17:00
生活相談員	1名		—	
介護職員	2名 生活相談員兼務 1名含む	9:30~18:30 10:00~19:00	3名	9:30~18:00 10:00~18:30
看護職員	—	—	1名 機能訓練指導員兼務	10:00~12:00
計	4名	—	4名	—

#### (3) 営業日及びサービス提供時間

営 業 日	月曜日～土曜日
休 日	日曜日・12月31日～1月3日
営 業 時 間	8:30～18:30
サービス提供時間	9:30～16:00 (6時間30分) 9:30～17:00 (7時間30分)

#### (4) 利用定員

利 用 定 員	12名/1日
---------	--------

#### (5) 通常の実施地域

通常の実施地域	大野城市
---------	------

## (6) 併設事業所

併 設 事 業 所	特別養護老人ホーム悠生園（介護老人福祉施設・短期入所生活介護）
-----------	---------------------------------

## 2. サービスの内容

利用者の自立支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術を以ってサービスを提供いたします

### (1) 基本サービス

入浴・清拭	利用者の身体状態にあわせ、適切な方法を用いた入浴および清拭を行います。
排 泄	利用者の身体状況や排泄リズムに則し、適切な方法により援助を行います。おむつを利用される方についても同様に、快適に過ごしていただけるよう、適宜交換をいたします。
食 事	栄養ならびに心身の状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。食事空間や環境に考慮し、より楽しく食事をしていただけるサービスを提供いたします。 ○食事提供時間（昼食 12：00～・おやつ 15：00）
相談援助	利用者の心身状況や環境等の把握に努め、利用者及び家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言、そのほかの援助を行います。
レクリエーション ・行事	利用者の趣味、嗜好の充実、またその心身機能を高めるために、適宜レクリエーションを行います。 (かかる費用が実費となる場合もございます。)
送 迎	自宅と事業所間の送迎を行います。
その他	認知症の方々の心身の理解に努め、その方が望まれるサービスを常に考慮し、提供していきます。

## 3. 利用料金

(1) 利用料金は、1 か月ごとにお支払いいただきます。(利用料金については別紙の通りです)

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の1割をお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額（10割）をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などにより、サービス費の1割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

- (2) 前項(1)のほかに利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払いいただきます。

交 通 費	通常のサービス実施地域以外に居住する場合 (通常の実施地域に交通費はかかりません)
お 食 事 代	500円/1回
キャンセル料	500円
日常生活に要する費用で本人負担となるもの	要した費用の実費

- (3) 利用料の支払方法

事業者は、当月の利用料金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、翌月末日までにお支払いをお願いします。

- (4) 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

#### 4. キャンセル規定

- (1) 利用者の都合による通所介護・介護予防通所介護サービスの中止又は変更の場合のキャンセル料は、前日もしくは当日の朝8:30までに連絡をいただければ無料としますが、それ以降の場合は500円を頂きます。

(連絡等が取れないような特別な事由があるときはこの限りではありません)

#### 5. サービスに関する苦情等の連絡先

- (1) 苦情・相談等の連絡先

月曜日～土曜日 (8:30～18:30)	092-504-7060 (担当者:枝村はつみ) *左記以外の時間は悠生園に転送されます
日曜日・ 12月30日～1月3日	連絡先は上記に同じ *悠生園に転送されます

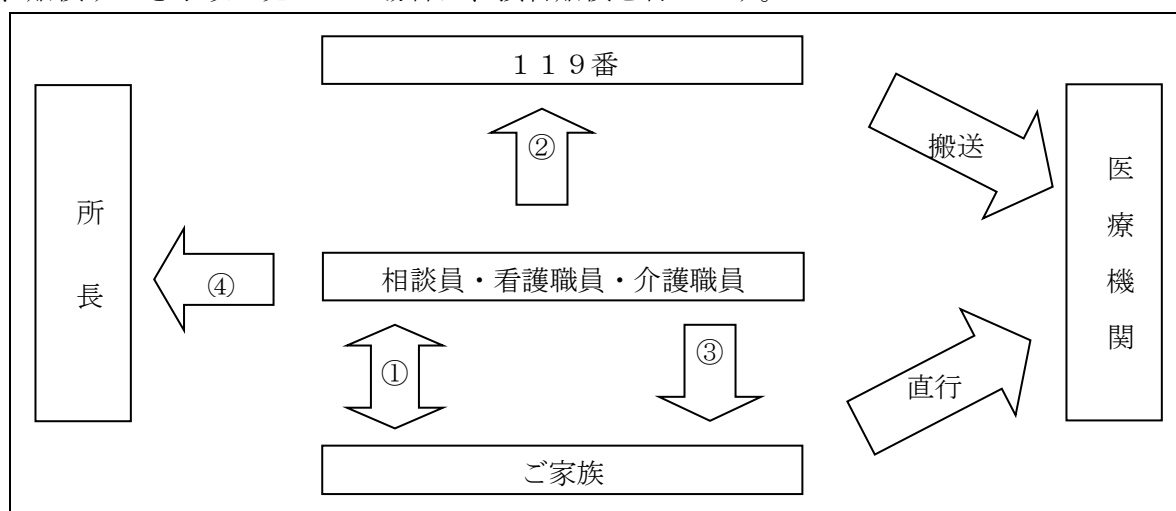
- (2) 行政機関・その他苦情受付機関

大 野 城 市 長寿支援課	郵便番号: 816-8510 住 所: 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号 電 話: 092-580-1860 (直通)
国民健康保険団体連合会 介護保険課	郵便番号: 812-8521 住 所: 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号 電 話: 092-642-7859

## 6. 事故発生時・緊急時の対応について

事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

利用者に対する認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。



① ご家族へ状態の説明及び搬送の同意を得る

② 119番通報

③ 搬送先の連絡

④ 所長に状況報告。

## 7. その他

従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしはお受けできません。

平成 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

住 所 : 福岡県大野城市中 2 丁目 5 番 5 号 \_\_\_\_\_

事業者名 : 社会福祉法人悠生会 悠生園中デイサービスセンター \_\_\_\_\_

説 明 者 : \_\_\_\_\_ 印

## 個人情報使用同意書

以下の定める条件により社会福祉法人悠生会が契約者及び代理契約者、家族の個人情報を下記の利用目的において個人情報の使用、提供又は収集することに同意します。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間

### 2. 利用目的

- 一 利用者等に関する管理
- 二 会計・経理
- 三 事故等の内部・外部報告
- 四 当該利用者の医療・看護・介護サービス
- 五 費用等の請求及び受給に関する事務
- 六 当該利用申し込みに関する事務
- 七 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議における情報提供
- 八 個人情報法保護法（平成15年法律第57号）に基づく

### 3. 利用目的による使用例外

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の人命、身体又は財産の保護のために必要あって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 三 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障が及ぼすおそれがある場合
- 五 本人の同意を得るために連絡する場合
- 六 当該利用者の個人情報を匿名化し利用する場合

社会福祉法人悠生会 理事長 永 沼 泰 殿

平成 年 月 日

<利用者>住 所：

氏 名：

印

<代理人>住 所：

氏 名：

印

## 重要事項説明書付属文書

### ○事業所の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建
1 階	デイサービスセンター、管理諸室、理美容室等
2 階	居室18室（ユニット型介護老人福祉施設）、リビング、浴室
3 階	居室9室（ユニット型介護老人福祉施設）、リビング、浴室

### ○サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたりサービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持込みの制限

利用に当たり以下のものは原則として持ち込むことはできません。

- ・ペット
- ・刃物及び危険物
- ・酒類

#### (2) 施設・建物の使用上の注意

- ・共用施設、敷地をその本来の用途にしたがってご利用下さい。
- ・故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙について

事業所内の指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### (4) サービス利用中の医療について

デイサービスご利用時間内に、当事業所の看護職員等により医療機関においての診察及び治療等が必要であると判断した場合は、原則的に利用者のご家族等によって医療機関への受診をお願い致します。緊急時はこの限りではありません。